

令和5年第11回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和5年11月7日(火) 14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館北会議室

出席一覧表

地区名	役職	農業委員	出・欠	農地利用最適化推進委員	出・欠	
東部地区	古市	松永 年實	○			
		麻 隆司	○			
		笹本 育司	○			
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
		吉田 隆美	○			
					吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
						尼丁 正寄
	高鷲	会長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
				大谷 憲央	○	

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 4名)

欠席委員 (農業委員 名) (推進委員 1名)

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

報告第22号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
報告第23号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
議案第34号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第36号	農用地利用集積等促進計画(案)承認について	2件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14 : 00】

事務局 それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより、令和5年11回の農業委員会定例会を開催させていただきます。
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。
それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。

奥野会長 皆さんこんにちは。
今日もいい天気、昨日はいい雨が降りまして、野菜等に良かったかなという感じでございますけど、先月の農業委員会大会の方、多数ご参加いただきましてありがとうございます。また、今週から農地パトロールの方始まりますので、各地区の現場確認よろしくをお願いします。
それでは、事務局より案件の説明の方よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、令和5年11回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。
初めに、報告第22号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、高鷲地区1件です。
次に、報告第23号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について高鷲地区1件です。
次に、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について、古市地区1件です。
次に、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について、駒ヶ谷地区1件です。
最後に、議案第36号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、西浦地区2件です。

以上 本日もご審議いただきます案件については、報告案件が2件、議案案件が4件の合計6件となります。
なお、本日欠席の委員は、埴生地区の尼丁委員です。

それでは議長、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

奥野議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

奥野議長 それでは、本日の議事録署名委員を堀内副会長と小池委員にお願いします。よろしくお願ひします。
それでは、報告第22号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第4条第1項第7号の届出についてご説明をさせていただきます。
この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。
この届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。
位置図①4条届出をご参照ください。
地区名は、高鷲地区です。
対象農地は、南恵我之荘二丁目375番4 地目は田、面積は147㎡
となります。
届出人は、議案書のとおりです。
転用目的は、露天駐車場で、この案件につきましては、既に転用済とな
っております。
現地確認委員は、松本忠久委員です。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」
第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、
本議案の受理については問題ございません。
現地確認していただきました結果、現地確認委員から異議ありませんでし
たのでご報告いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

奥野議長 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員さんから
異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員
さん、他の委員さん承認よろしくお願ひします。

奥野議長 報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務
局から説明をお願いします。

事務局 農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。

位置図②5条届けをご参照ください。
地区名は、高鷲地区です。
申請地は、島泉九丁目175番1 地目は田、面積は1,334㎡、
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
転用目的は、運動場です。
現地確認委員は、奥野会長です。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」
第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、
本議案の受理については問題ございません。
現地確認していただきました結果、現地確認委員から異議ありませんでし
たのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- 奥野議長 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。
地区委員さん、他の委員さん承認よろしくお願ひします。
- 奥野議長 議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第34号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。
本件は、農地の所有権移転を行うものです。
地図の③3条許可をご参照ください
地区名は古市地区、申請地は羽曳野市誉田1565番1、地目は畑、面積は3038㎡、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
地区名は、古市地区ですが、誉田地番となっておりますが飛地となっておりますので、駒ヶ谷地区委員に現地確認をいただいております。
所有権移転後の世帯耕作面積は、5,022㎡となります。
今回、土地の譲渡で、土地の分筆は行わず、親子間での共有持分権の3分の1の移転する申請となります。
譲受人の農作業歴は20年、家族5名で耕作をされており、農機具につきましても、草刈機、耕運機等を所有しておられ、現在も所有農地及び申請地を耕作しており問題はありません。以上ご審議の方よろしくお願ひいたします。
- 奥野議長 古市地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。
- 地元委員 11月2日の日に地区委員全員と事務局と一緒に現地確認しております。
これは、去年の12月7日の総会で1回目の三分の一ずつ譲渡申請され、親子関係で特に問題ないです。
- 奥野議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。
- 地区委員 異議なし
- 奥野議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。
- 他の委員 異議なし
- 奥野議長 異議がないようですので、古市地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。
- 奥野議長 議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第35号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。

地図の④5条許可をご参照ください。

地区名は駒ヶ谷地区

申請地は羽曳野市駒ヶ谷113番3 地目は田 面積は138㎡

設定人、被設定人は議案書のとおりです。

本件は、市街化調整区域内の農地について、賃借権等の設定を行い、被設定人が転用行為を行うものです。

転用目的は、露天駐車場、資材置場です。権利の種類は、賃借権の設定、農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地に該当するものと判断いたします。

転用の理由ですが、被設定人はリサイクル商品の収集運搬業を営んでおり、事業拡大に伴い現在利用している駐車場及び資材置場が手狭となったことや、搬入車両の進入に際して間口が狭いこともあり、近隣住民の配慮と交通の危険防止のため、隣接地にあたる申請地を選定し、露天駐車場と資材置場として整備するものです。

駐車台数につきましては、2トントラック4台、資材置場50㎡を確保しております。

表面はコンクリート敷となり、雨水につきましては、申請地西側の市道の集水桝から雨水管へ放流することとなり、周辺農地の営農等に支障がないものと考えます。

説明は以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

奥野議長 駒ヶ谷地区の農地法第5条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 本件につきましても先日の11月2日事務局と現地の確認を行っております。本件は、去年の22年の3月7日に承認いただきました同じ安盛商事の案件の隣接地というか、道路に面した三角地で、車の進入が困難、手狭で進入が困難ということで、今回の申請に上がっております。特に問題ないと考えております。

奥野議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第5条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

奥野議長 議案第36号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第36号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、ご説明申し上げます。
1件目、地図⑤利用集積をご参照ください。
地区名は西浦地区、申請地は尺度211番2、地目は田、面積は993㎡
権利の種類は、使用貸借です。
利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者、利用権の設定を行う者
農地中間管理機構につきましては議案書のとおりです。
契約期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間
です
今回の申請は、契約期間が満了により継続の更新を行うものです。
転借人は、近隣農地において同じく農地中間管理権の設定及び貸借権又は
使用貸借による権利設定を利用して契約を結び、近隣地域にて耕作をされ
ておる実績があります。さらに今回、規模の拡大となり、耕作に必要な機
材はリースで使用しています。今後も農地を効率的に利用すると考えられ、
農業従事者日数についても、効率的に農地を耕作される計画を立てられて
いるため、問題ないと判断します。
現地の方につきましては、地元農業委員と立会を行っているため、問題点
について何か報告がないかお伺いを行うものです。よろしくをお願いします。

奥野議長 1件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、
地元委員さんいかがですか。

地元委員 昨日、現地の立ち合いに行きましたが、この方、以前から他に4か所も耕
作をされており、今回は、この土地に関して米作というよりも果樹、果樹
園に変えられ、既に果樹の植え付けも完了しており、特に問題ないと思
います。

奥野議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがで
すか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
1件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、
農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。

事務局 2件目についてご説明申し上げます。
地図⑥利用集積をご参照ください

地区名は西浦地区、申請地は広瀬137番1、地目は田、面積は712㎡
権利の種類は使用貸借です。

今回の申請は、契約期間が満了により継続の更新を行うものです。

転借人は、近隣市町村において同じく農地中間管理権の設定及び賃借権又は使用貸借による権利設定を利用して契約を結び、耕作をされており、実績を積んでおります。規模の拡大の申請となります。耕作に必要な機材は所有されており、耕運機等所有されております。今後も農地を効率的に利用すると考えられ、現在もイチジクを栽培されておられます。農業従事者日数についても、効率的に農地を耕作される計画を立てられているため、問題ないと判断します。この申請地についても、地元農業委員さんと立会を行っているため、問題ないか報告をお願いいたします。

奥野議長 2件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、
地元委員さんいかがですか。

地元委員 昨日、現地立ち合いを行いました。現在イチジクを栽培されており、今
後も農地を効果的に利用されると考えられます。また、事務局の方から報告
があったように農作業日数が320日ということで、年間通じて常時農作
業に従事されると考えられます。なお、昨日も現地に行った時に、農作業
をされていました。
報告は以上です。

奥野議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがで
すか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
2件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農
地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。

奥野議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：25】